

決議案第9号

東日本大震災で発生したがれきの受け入れに関する決議の提出について

上記の決議を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成24年3月26日提出

三田市議会議員	笠	谷	圭	司
同	酒	井	一	憲
同	前	中	敏	弘

東日本大震災で発生したがれきの受け入れに関する決議（案）

昨年 3 月 11 日午後 2 時 46 分、マグニチュード 9.0 の東北地方太平洋沖地震が発生し、東日本の広範囲にわたって地震と津波による大被害をもたらし、多くの尊い命が失われた。

かつて阪神大震災を経験した本市は、被災地の復旧・復興に向け、これまでに宮城県南三陸町に救助活動や給水活動、被災者支援などに延べ 509 名、同県石巻市に技術職員を 1 名派遣するなど中長期にわたる継続的な支援を進めてきたところである。

しかし、復旧・復興にあたって最大の障壁となっているのが膨大ながれき処理の遅滞である。政府は、県内処理を決めている福島県を除く、岩手県の約 476 万トン、宮城県の約 1,569 万トンのがれきのうち 401 万トンを広域処理することとし、全国の自治体に協力を呼びかけているが、受け入れが進んでいないのが実情である。

被災地の復旧・復興のためには、一刻も早いがれきの処理が必要不可欠である。被災地に新たな焼却施設を作るには年数がかかるため、焼却施設を持つ全国の自治体が協力しなければ処理は一向に進まない。がれきの山を消滅させないことには、復旧・復興のスタートラインにすら立てないのである。今こそ被災地の痛みを共に分かち合い、阪神大震災の時に受けた恩に報いる時である。

よって、本市議会は、本市に対し、以下の条件を整えた上で、がれきの受け入れを表明するよう要請する。

記

1. 放射性物質に関する安全基準を設定し、試験焼却で基準を全てクリアすること
2. 試験焼却した灰の線量や処分に伴って出る汚水のモニタリングデータなど市民が直接測れる方法を採用すること
3. 住民への丁寧な説明会を行うこと
4. 関西広域連合に対し、最終処分場での工程等を早急に示すよう要望すること
5. 国に対し、広域処理の法律を作るよう要望すること

以上、決議する。

平成 24 年 3 月 26 日

兵庫県三田市議会